

平成 26 年 度

浜田市健全化判断比率及び
浜田市資金不足比率審査意見書

浜 田 市 監 査 委 員

監 第 92 号
平成 27 年 8 月 17 日

浜田市長 久保田 章 市 様

浜田市監査委員 矢 富 嗣 敏

浜田市監査委員 道 下 文 男

平成 26 年度浜田市健全化判断比率及び
浜田市資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により
審査に付された平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査
しましたので、次のとおり審査意見を提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
1	算定対象会計	2
2	健全化判断比率の状況	3
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	5
(3)	実質公債費比率	7
(4)	将来負担比率	11
3	資金不足比率の状況	14
4	まとめ	15

(注)

- 1 文中及び各表中の比率の数値は、表示単位未満を四捨五入した。
したがって、比率の合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 「0.0」とは、0又は表示単位未満のものである。
- 3 「-」とは、該当数値がないもの、算出不能又は不要であるものである。
- 4 ポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。

平成 26 年度 浜田市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

- 1 平成 26 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算に基づく「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）（以下「財政健全化法」という。）第 3 条に定める次の比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類
 - ア 実質赤字比率
 - イ 連結実質赤字比率
 - ウ 実質公債費比率
 - エ 将来負担比率
- 2 平成 26 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算に基づく財政健全化法第 22 条に定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 27 年 6 月 23 日から平成 27 年 8 月 17 日まで

第 3 審査の方法

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、財政健全化法その他関係法令等に従い適正に作成されているかを、関係書類等を照合審査するとともに関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続きにより実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、計数は関係書類、諸帳簿と符合し、適正であると認めた。

なお、是正改善を要する事項は特にない。

審査の概要並びにそれに対する意見は、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

一般会計等	一般会計		実質赤字 比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
	一般会計等に属する特別会計	(該当なし)					
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計（事業勘定）	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
		国民健康保険特別会計（直診勘定）					
		駐車場事業特別会計					
		後期高齢者医療特別会計					
	公営企業に係る会計（法適用企業）	水道事業会計					
		工業用水道事業会計					
	公営企業に係る会計（法非適用企業）	簡易水道事業特別会計					
		公共下水道事業特別会計					
		農業集落排水事業特別会計					
		漁業集落排水事業特別会計					
		生活排水処理事業特別会計					
		国民宿舎事業特別会計					
		公設水産物仲買売場特別会計					
一部事務組合、広域連合	島根県市町村総合事務組合	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率		
	島根県後期高齢者医療広域連合						
	浜田地区広域行政組合						
	浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合						
地方公社、第三セクター等※	浜田市土地開発公社	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率		

※損失補償契約等をしている第三セクター等はない。

2 健全化判断比率の状況

平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

表 1 健全化判断比率の推移

(単位: %)

区 分	平成26年度	平成25年度	平成24年度	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	-	-	-	12.45	20.00
(2) 連結実質赤字比率	-	-	-	17.45	30.00
(3) 実質公債費比率	12.0	13.4	14.5	25.0	35.0
(4) 将来負担比率	106.5	115.8	118.8	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「-」と表示している。

(注) 実質公債費比率は、3 か年平均値

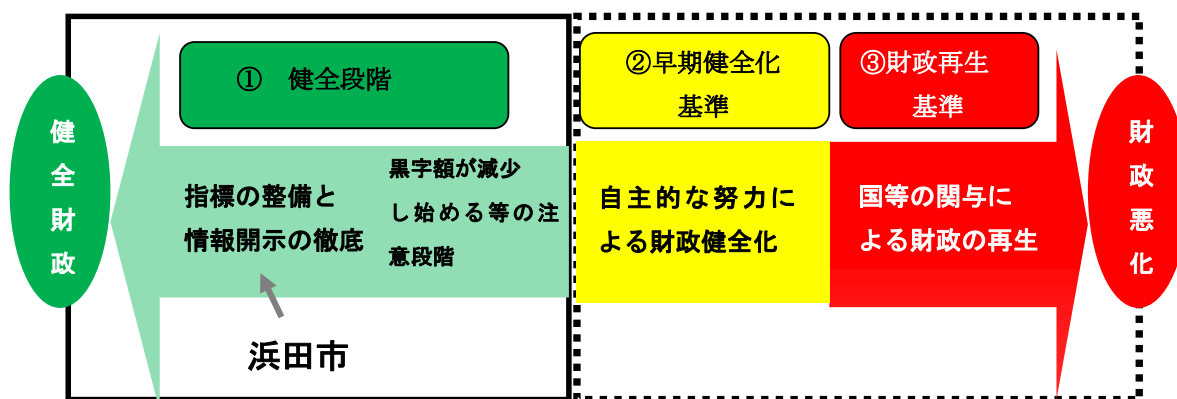
(注) 早期健全化基準及び財政再生基準は、平成 26 年度の各健全化判断比率に対するもの。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字が生じていないため、該当の数値はない。実質公債費比率は 12.0% で、前年度に比べ 1.4 ポイント改善している。なお、早期健全化基準 (25.0%)、財政再生基準 (35.0%) を下回っている。

将来負担比率は 106.5% で、前年度に比べて 9.3 ポイント改善している。なお、早期健全化基準 (350.0%) を下回っている。

本市の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

図 1 《浜田市における健全化判断比率の健全性のイメージ》



(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、同会計における資金ショートの大きさ（財政運営の深刻度）を示すものである。比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

一般会計等の実質収支額(A)は、732,196千円で、前年度に比べ362,551千円(98.1%)増加している。これは主に歳入がふるさと寄附の増加に伴う寄附金の増や、学校・市営住宅建設、平成25年8月の豪雨により被災した公共施設等の復旧が本格化したことに伴う国庫支出金の増加や地方債の増加等により、前年度に比べ1,876,973千円増加している。その一方で、歳出も学校・市営住宅建設等の大規模公共事業の実施や平成25年8月の豪雨災害に伴う災害復旧費の増加により、前年度に比べ1,628,830千円増加となっている。この結果、歳入歳出差引額は248,143千円の増加となり、翌年度に繰り越すべき財源(114,408千円減少)を引いた実質収支も362,551千円の増加となっている。

表2 実質赤字比率（参考値）の推移

[単位：％]

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	増 減
実質赤字比率（A/B）	△1.67	△1.81	△3.56	△1.75

表3 一般会計等における収支の状況

[単位：千円、％]

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	増 減	増減率
歳入総額	37,737,867	39,842,483	41,719,456	1,876,973	4.7
歳出総額	37,289,458	39,262,066	40,890,896	1,628,830	4.1
歳入歳出差引額	448,409	580,417	828,560	248,143	42.8
翌年度に繰り越すべき財源	109,612	210,772	96,364	△114,408	△54.3
一般会計等実質収支額（A）	338,797	369,645	732,196	362,551	98.1

標準財政規模(B)は、20,515,263千円で、前年度に比べ101,156千円（0.5%）増加している。

これは標準税収入額等及び臨時財政対策債発行可能額がそれぞれ減少したが、普通交付税額が増加したためである。

表4 標準財政規模の内訳

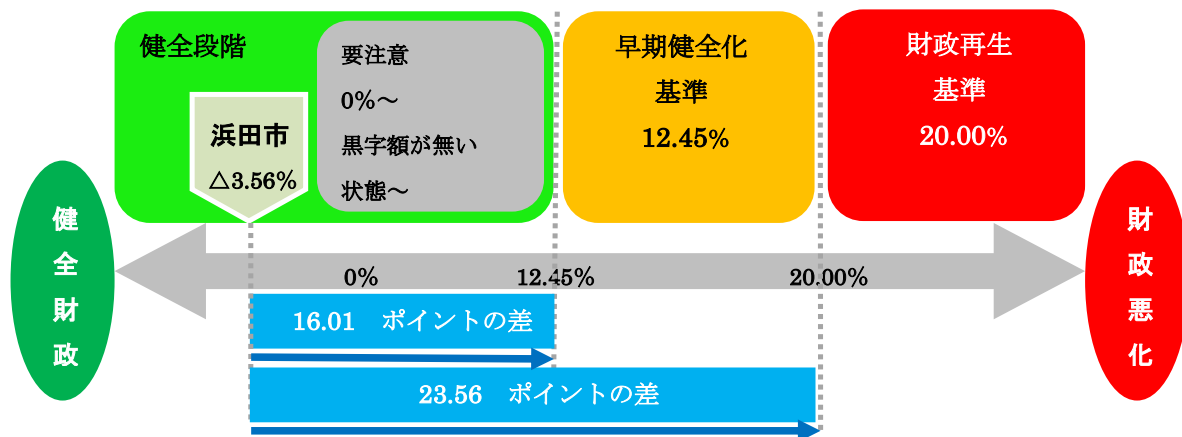
[単位：千円、％]

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	増 減	増減率
標準税収入額等	7,994,661	8,122,299	7,993,573	△128,726	△1.6
普通交付税額	10,806,946	10,867,285	11,116,982	249,697	2.3

臨時財政対策債発行可能額	1,386,289	1,424,523	1,404,708	△19,815	△1.4
合計（標準財政規模）（B）	20,187,896	20,414,107	20,515,263	101,156	0.5

（注）標準財政規模とは、一般財源の標準的な規模を示す指標で、標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加えたものである。

図2 《早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(実質赤字比率)》



(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、全ての会計における実質収支額及び資金剰余金（あるいは不足額）の合計額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等と特別会計及び公営企業会計における実質収支と資金収支を合計することにより、地方公共団体全体での経営状態を明らかにするものである。比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A+B)}}{\text{標準財政規模 (C)}}$$

連結実質収支額は、1,962,897千円で、前年度に比べ382,464千円(24.2%)増加している。これは主に一般会計の実質収支額が362,551千円増加したことによるものである。

表5 連結実質赤字比率（参考値）の推移

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	増 減
連結実質赤字比率 (A+B) / C)	△7.49	△7.74	△9.56	△1.82

表6 各会計における連結実質収支の状況

会計名		実質収支額／資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	増 減	増減率
一般会計等 (A)	一般会計	338,797	369,645	732,196	362,551	98.1

公営事業会計 (B)	外の会計	国民健康保険特別会計 (事業勘定)	147,161	68,996	62,478	△6,518	△9.4
		国民健康保険特別会計 (直診勘定)	0	0	0	0	-
		駐車場事業特別会計	91	5,011	692	△4,319	△86.2
		後期高齢者医療特別会計	15,201	13,348	13,341	△7	△0.1
	適用)	水道事業会計	565,512	665,405	680,378	14,973	2.3
		工業用水道事業会計	444,049	455,275	468,450	13,175	2.9
	(法非適用)	簡易水道事業特別会計	334	588	636	48	8.2
		公共下水道事業特別会計	59	53	86	33	62.3
		農業集落排水事業特別会計	1,406	51	1,195	1,144	2,243.1
		漁業集落排水事業特別会計	5	3	13	10	333.3
		生活排水処理事業特別会計	18	0	27	27	皆増
		国民宿舎事業特別会計	0	0	0	0	-
		公設水産物仲買売場特別会計	294	2,058	3,405	1,347	65.5
合計 (連結実質収支額) (A+B)		1,512,927	1,580,433	1,962,897	382,464	24.2	
標準財政規模 (C)		20,187,896	20,414,107	20,515,263	101,156	0.5	

ア 公営事業会計に対する一般会計等からの繰出金について

公営企業について、平成 26 年度に繰出基準を超える額の繰り出しがあった事業は、水道事業、工業用水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業、国民宿舎事業の 8 つの事業である。

表 7 公営企業に係る他会計からの繰出金等の状況

[単位：千円]

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	内、基準内繰出	内、基準外繰出
水道事業会計	141,398	134,059	165,759	33,375	132,384
工業用水道事業会計	487	447	421	0	421
簡易水道事業特別会計	472,516	508,166	439,175	401,090	38,085
公共下水道事業特別会計	225,241	261,759	279,354	223,000	56,354
農業集落排水事業特別会計	255,824	236,945	246,258	199,623	46,635
漁業集落排水事業特別会計	44,183	41,267	38,169	36,721	1,448
生活排水処理事業特別会計	22,241	31,092	33,002	12,483	20,519
国民宿舎事業特別会計	57,163	65,503	54,820	0	54,820
合 計	1,219,053	1,279,238	1,256,958	906,292	350,666

(注) 農業集落排水事業の金額は、個別排水処理事業に係る繰出金を含めた金額。

また、その他の特別会計 (一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計) についても、国民健康保険特別会計 (事業勘定)、国民健康保険特別会計 (直診勘定)、後期高齢者医療特別会計において、一般会計等からの多額の繰出金が生じている。

全ての事業において赤字は生じていないものの、一般会計等からの基準を超える繰り出し等によって収支均衡を確保している点には留意しておく必要がある。

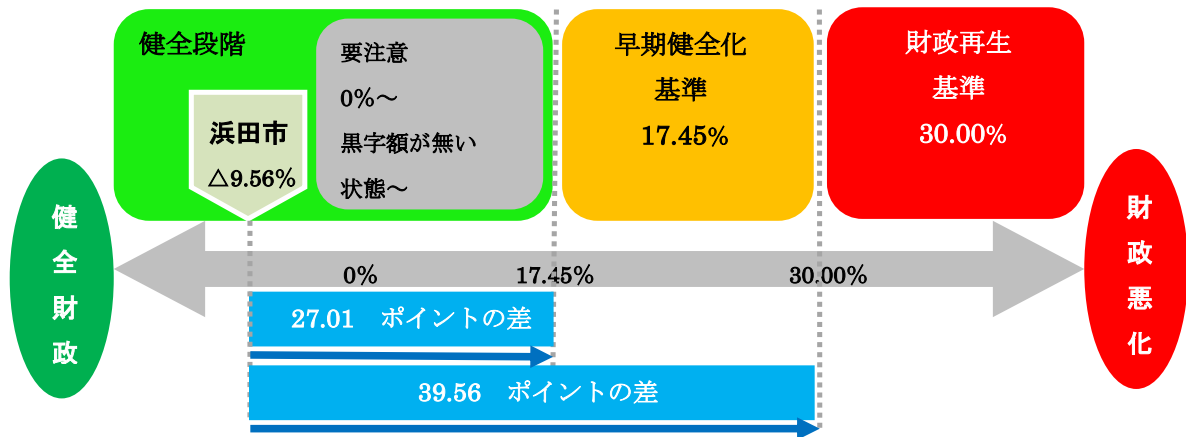
表 8 公営事業に係る他会計からの繰出金等の状況

[単位：千円、%]

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	増 減	増減率
国民健康保険特別会計（事業勘定）	400,776	427,474	519,078	91,604	21.4
国民健康保険特別会計（直診勘定）	52,939	71,461	71,004	△457	△0.6
後期高齢者医療特別会計	962,561	989,956	1,006,723	16,7675	1.7
合 計	1,416,276	1,488,891	1,596,805	107,914	7.2

(注) 後期高齢者医療特別会計への繰出金額は、後期高齢者医療広域連合への繰出も含めた金額。

図 3 《早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(連結実質赤字比率)》



(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているか（資金繰りの危険度）を示すものである。ただし、普通交付税算定上、基準財政需要額に算入される額は控除される。比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金(A)} + \text{準元利償還金(B)}) - (\text{特定財源(C)} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)})}{\text{標準財政規模(E)} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)}}$$

(3カ年平均)

この比率が 18% を超えると、地方債発行許可団体に移行することとされている。

実質公債費比率は、12.0% で、前年度の比率(平成 23 年度から平成 25 年度の 3 か年平均)に比べ 1.4 ポイント改善しており、早期健全化基準 (25.0%) を下回っている。また、単年度で比較してみると、当年度は 10.05% となり前年度に比べ 2.42 ポイント改善している。要因として、平成 18 年度から平成 26 年度に実施した地方債の繰上償還や公債費に準ずる債務負担行為に係る繰上償還により元利償還金等が減少したことに加え、災害復旧費等に係る基準財政需要額の増に伴い、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が大幅に増加したことが挙げられる。

表 9 実質公債費比率の推移

[単位：％]

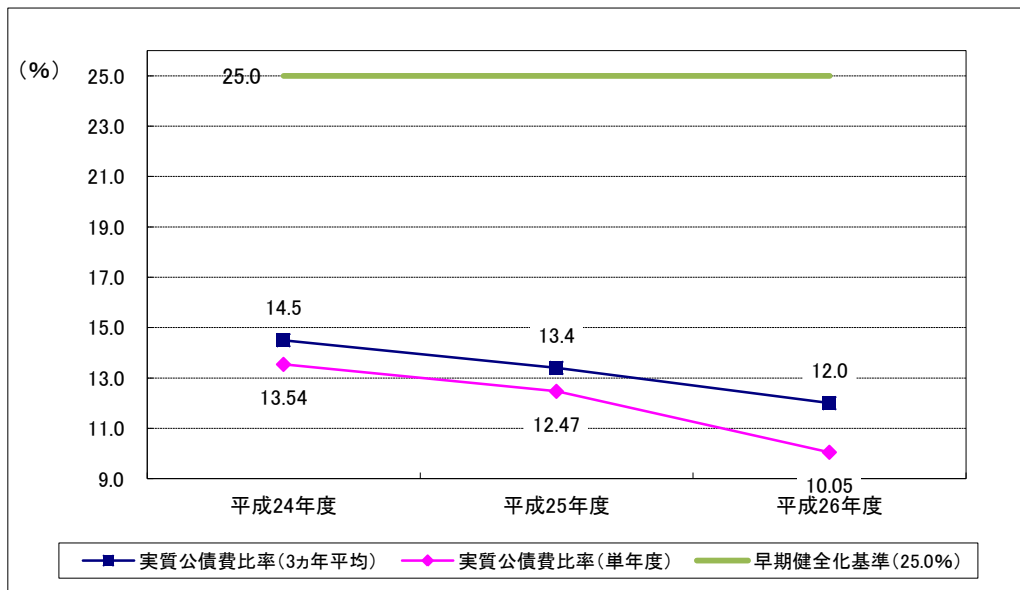
区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	増 減
実質公債費比率（3 カ年平均） ((A+B)-(C+D)) / (E-D)	14.5	13.4	12.0	△1.4

表 10 実質公債費比率の内訳

[単位：千円、％]

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	増 減	増減率
(分子)	地方債の元利償還金 (A) (公債費充当一般財源等)	4,892,194	4,765,575	4,715,510	△50,065	△1.1
	準元利償還金 (B)	1,373,696	1,418,540	1,436,982	18,442	1.3
	特定財源(控除) (C)	167,640	179,124	180,101	977	0.5
	元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額(控除) (D)	3,891,795	3,951,654	4,347,520	395,866	10.0
分子合計 (A+B)-(C+D)		2,206,455	2,053,337	1,624,871	△428,466	△20.9
(分母)	標準財政規模 (E)	20,187,896	20,414,107	20,515,263	101,156	0.5
	元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額(控除) (D)	3,891,795	3,951,654	4,347,520	395,866	10.0
分母合計 (E-D)		16,296,101	16,462,453	16,167,743	△294,710	△1.8
実質公債費比率（単年度）		13.54	12.47	10.05	△2.42	-
実質公債費比率（3 カ年平均）		14.5	13.4	12.0	△1.4	-

図 4 実質公債比率の推移



ア 元利償還金、準元利償還金の状況について

元利償還金及び準元利償還金(A+B)は6,152,492千円で、前年度に比べ31,623千円(0.5%)減少している。

なお、準元利償還金の各項目については、以下のとおり計上されている。

- ① 満期一括償還地方債の1年あたり元金償還金として、市場公募債（浜田きらめき債）の1年あたりの元金償還金相当額16,667千円が計上されている。
- ② 公営企業に係る地方債償還金として、償還財源と認められる繰入金の額が計上されている。主な増加の要因は、下水道整備によるものである。
- ③ 一部事務組合に係る地方債償還金として、一部事務組合等の地方債に充てたと認められる補助金又は負担金378,784千円(前年度比28千円減少)が計上されている。
- ④ 公債費に準ずる債務負担額として、福祉施設建設資金償還助成、井野地区県営圃場整備事業の元利償還金が計上されている。

表 11 元利償還金、準元利償還金の状況

[単位：千円、%]

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	増 減	増減率
元利償還金（一般会計等）	4,892,194	4,765,575	4,715,510	△50,065	△1.1
準元利償還金	1,373,696	1,418,540	1,436,982	18,442	1.3
満期一括償還地方債の1年あたり元金償還金	20,000	16,667	16,667	0	0.0
公営企業に係る地方債償還金	969,217	1,017,539	1,036,221	18,682	1.8
水道事業会計	96,199	103,144	105,254	2,110	2.0
工業用水道事業会計	84	81	68	△13	△16.0
国民宿舎事業特別会計	36,210	37,688	35,087	△2,601	△6.9
国民健康保険特別会計（直診勘定）	4,183	5,433	5,921	488	9.0
簡易水道事業特別会計	419,121	427,499	413,127	△14,372	△3.4
公共下水道事業特別会計	178,466	201,522	226,368	24,846	12.3
農業集落排水事業特別会計	185,583	191,755	200,176	8,421	4.4
漁業集落排水事業特別会計	41,575	39,896	36,788	△3,108	△7.8
生活排水事業特別会計	7,796	10,521	13,432	2,911	27.7
一部事務組合に係る地方債償還金	378,742	378,812	378,784	△28	0.0
公債費に準ずる債務負担額	5,737	5,522	5,310	△212	△3.8
合 計 (A+B)	6,265,890	6,184,115	6,152,492	△31,623	△0.5

イ 特定財源の状況について

元利償還金から控除される特定財源(C)は180,101千円で、前年度に比べ977千円(0.5%)増加している。

貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金は、地域総合整備資金貸付金及び県貸付金により、民間事業者が施設整備等を行う経費として、市が借り入れをして貸し付けたものに対する元利償還金である。

公営住宅使用料は、現年度分の使用料から維持管理費等に充当した残余额が計上されている。

その他の特定財源は、指定管理者納付金（美又温泉保養センター分1,595千円、リフレパークきんたの里分3,424千円）、携帯電話等エリア整備事業元利償還補助金（島根県）457千円、埋立処分地施設整備事業元利償還負担金（江津市）3,894千円の合計9,370千円が計上されている。

表 12 特定財源の状況

[単位：千円、%]

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	増 減	増減率
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	77,403	80,887	78,488	△2,399	△3.0
公営住宅使用料	86,377	92,038	92,243	205	0.2
その他	3,860	6,199	9,370	3,171	51.2
合 計 (C)	167,640	179,124	180,101	977	0.5

ウ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況について

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)は 4,347,520 千円で、前年度に比べ 395,866 千円(10.0%)増加している。

増加の要因として、平成 27 年度までの集中投資期間分として交付税措置の手厚い有利な地方債である過疎債や合併特例債などを利用したため、災害復旧等に係る基準財政需要額が増加していることが挙げられる。

表 13 元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況

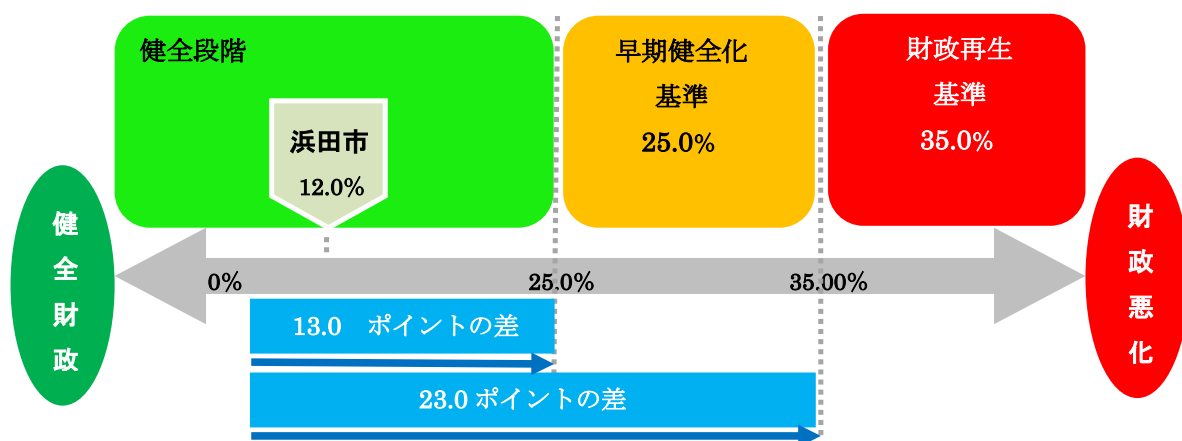
[単位：千円、%]

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	増 減	増減率
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (注1)	831,898	797,109	757,102	△40,007	△5.0
内、準元利償還金に係るもの	197,855	199,994	201,487	1,493	0.7
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (注2)	2,916,033	3,006,713	3,441,719	435,006	14.5
内、準元利償還金に係るもの	405,183	373,587	389,687	16,100	4.3
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	143,864	147,832	148,699	867	0.6
内、準元利償還金に係るもの	88,786	91,492	91,648	156	0.2
合 計 (D)	3,891,795	3,951,654	4,347,520	395,866	10.0
内、準元利償還金に係るもの	691,824	665,073	682,822	17,749	2.7

(注1) 道路橋りょう費や清掃費等の償還金が主なものである。

(注2) 過疎対策事業債、臨時財政対策債及び合併特例債等の償還金が主なものである。

図 5 《早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ(実質公債費比率)》



(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来的に負担する実質債務から充当可能財源を控除した額の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものである。

連結ストックベースでの一般会計等の実質的な将来負担をみる指標であり、健全化4指標の中で最も重要な指標と言える。連結の対象としては、公営企業、一部事務組合や広域連合、土地開発公社、第三セクター等が含まれ、健全化4指標の中では対象となる会計の範囲が最も広い。比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (A) - 充当可能な財源 (基金・特定歳入等) (B)}}{\text{標準財政規模 (C) - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)}}$$

将来負担比率は106.5%で、前年度に比べ9.3ポイント改善しており、早期健全化基準(350%)を下回った数値となっている。これは、分子の将来負担額(A) 78,450,335千円から充当可能財源等(B) 61,216,666千円を差し引いた負担額(A-B) 17,233,669千円が前年度に比べ1,839,231千円(9.6%)減少し、分母の標準財政規模等(C-D)が294,710千円(1.8%)減少したことによるものである。

この数値は、低い方が将来の財政を圧迫する可能性が低いと言える。

表 14 将来負担比率の推移

[単位：%]

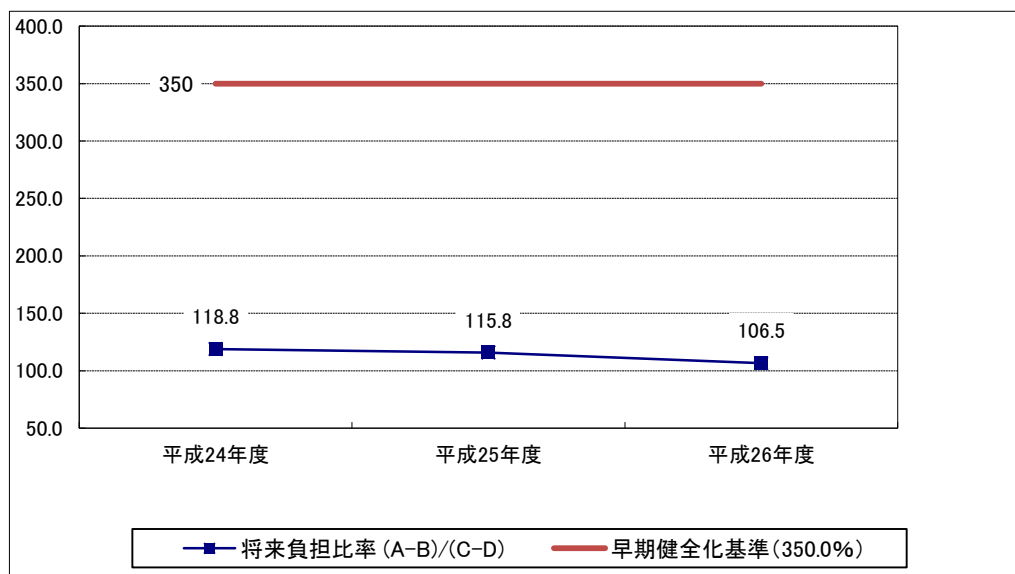
区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	増 減
将来負担比率 (A-B) / (C-D)	118.8	115.8	106.5	△9.3

表 15 将来負担額等の状況

[単位：千円、%]

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	増 減	増減率	
(分子)	将来負担額 (A)	76,924,566	77,509,205	78,450,335	941,130	1.2
	充当可能財源等 (B)	57,560,293	58,436,305	61,216,666	2,780,361	4.8
分子 計 (A-B)		19,364,273	19,072,900	17,233,669	△1,839,231	△ 9.6
(分母)	標準財政規模 (C)	20,187,896	20,414,107	20,515,263	101,156	0.5
	算入公債費等の額 (控除) (D)	3,891,795	3,951,654	4,347,520	395,866	10.0
分母 計 (C-D)		16,296,101	16,462,453	16,167,743	△294,710	△1.8

図 6 将来負担比率の推移



ア 将来負担額の状況について

将来負担額(A)は 78,450,335 千円で、昨年度に比べ 941,130 千円 (1.2%) 増加している。これは、平成 27 年度までに集中的に投資を行うこと及び災害復旧事業による影響が表れたものである。

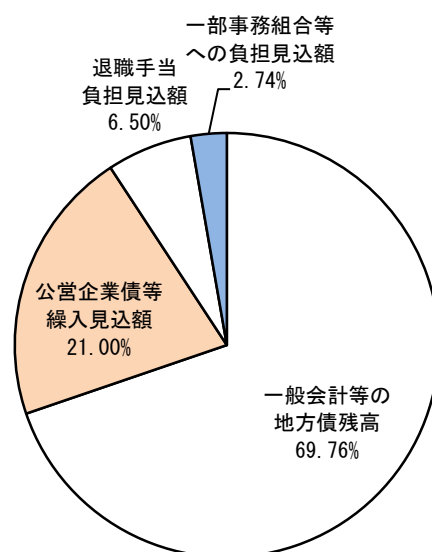
なお、連結実質赤字額及び組合等の連結実質赤字額に係る負担見込額は、どちらの連結実質収支も赤字を生じていないため、将来負担額はない。

表 16 将来負担額の内訳

[単位：千円、%]

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	増 減	増減率
地方債の残高	52,125,145	52,986,142	54,724,388	1,738,246	3.3
債務負担行為による支出予定額	10,205	5,101	0	△5,101	皆減
公営企業債等繰入見込額	16,412,440	16,533,134	16,474,373	△58,761	0.4
組合負担等見込額	2,828,448	2,493,183	2,153,090	△340,093	△13.6
退職手当負担見込額	5,548,328	5,491,645	5,098,484	△393,161	△7.2
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0	0	-
内、土地開発公社	0	0	0	0	-
内、第三セクター等	0	0	0	0	-
連結実質赤字額	0	0	0	0	-
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	0	-
将来負担額 (A)	76,924,566	77,509,205	78,450,335	941,130	1.2

図7 将来負担額（平成26年度）の構成比率



イ 充当可能財源等の状況について

充当可能財源等(B)は、地方債の償還額等に充当可能な財政調整基金などの基金、特定の歳入見込額及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額の合計である。

充当可能財源等は61,216,666千円で、前年度に比べ2,780,361千円(4.8%)増加している。

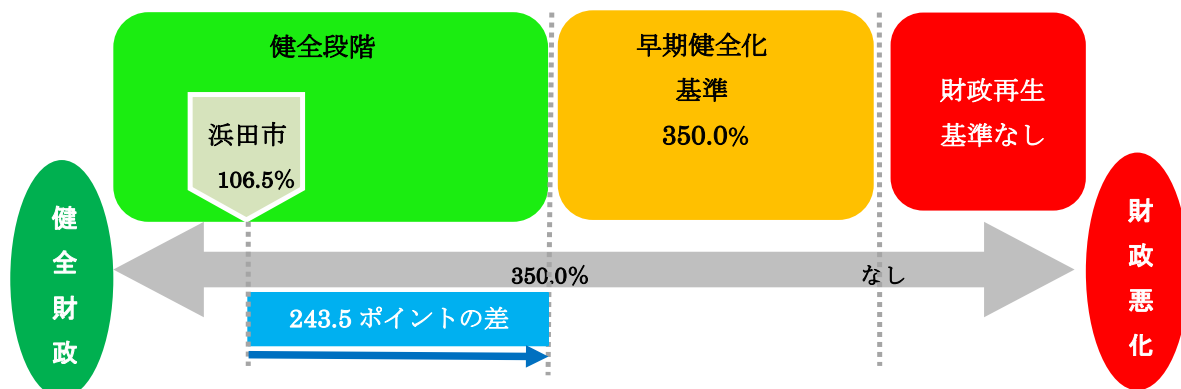
これは、基準財政需要額算入見込額が増加したためである。

表17 充当可能財源等の状況

[単位：千円、%]

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	増減	増減率
充当可能基金	10,516,244	9,759,926	10,177,740	417,814	4.3
充当可能特定歳入	1,563,691	1,646,603	1,951,320	304,717	18.5
基準財政需要額算入見込額	45,480,358	47,029,776	49,087,606	2,057,830	4.4
充当可能財源等 (B)	57,560,293	58,436,305	61,216,666	2,780,361	4.8

図8 《早期健全化基準との比較イメージ(将来負担比率)》



3 資金不足比率の状況

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額の、事業規模に対する比率であり、公営企業の経営状態を表す指標である。比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (A)}}{\text{事業規模 (B)}}$$

資金不足比率は、次のとおりである。

表 18 資金不足比率の状況

[単位：千円]

会計名		資金不足額 ①	事業の規模 ②	資金不足比率 ①/②×100(%)	経営健全化 基準
法 適用	水道事業会計	-	813,670	-	20.0%
	工業用水道事業会計	-	93,305	-	
法 非適用	簡易水道事業特別会計	-	311,030	-	
	公共下水道事業特別会計	-	79,360	-	
	農業集落排水事業特別会計	-	82,934	-	
	漁業集落排水事業特別会計	-	14,624	-	
	生活排水処理事業特別会計	-	16,635	-	
	国民宿舎事業特別会計	-	250,269	-	
	公設水産物仲買売場特別会計	-	16,995	-	

(注) 資金不足額及び資金不足比率については、資金不足がない場合「-」と表示している。

対象となるすべての公営企業（法適用、法非適用）において、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

表 19 資金不足額・剰余額の状況

[単位：千円]

会計名		資金不足額・剰余額		比較
		26年度	25年度	
法 適用	水道事業会計	680,378	665,405	14,973
	工業用水道事業会計	468,450	455,274	13,176
法 非適用	簡易水道事業特別会計	636	588	48
	公共下水道事業特別会計	86	53	33
	農業集落排水事業特別会計	1,195	51	1,144
	漁業集落排水事業特別会計	13	3	10
	生活排水処理事業特別会計	27	0	27
	国民宿舎事業特別会計	0	0	0
	公設水産物仲買売場特別会計	3,405	2,058	1,347

(注) 資金不足額・剰余額は、資金不足の場合、負の値で表示される。

4 まとめ

各比率の状況を見ると、実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、732,196千円の実質黒字額となっている。

連結実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、1,962,897千円の連結実質黒字額となっている。

実質公債費比率については、直近3か年を平均した本年度の比率は12.0%で、前年度に比べ1.4ポイント向上し、単年度の比率も前年度に引き続き向上している。

将来負担比率については、前年度に比べ9.3ポイント向上した106.5%となっている。

資金不足比率については、資金不足を生じていないため比率は算定されない。

審査に付された比率全体としては、いずれも国の示す基準の範囲となっている。

今後も社会経済情勢の変化などに十分留意しつつ、自己決定・自己責任という地方自治の本旨のもと、将来を見据えた財政運営により、引き続き健全な財政運営の確保に努められるよう望むものである。